令和3年度 第2回平泉町農業委員会総会 議事録

- 1. 開催日時 令和3年5月20日(木) 13時30分~14時11分
- 2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
- 3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委 員	7番	会 長	千 葉 賢 一	0	
	6番	会長職務代理者	石 川 文士良	0	
	1番	委員	千 葉 三智枝	0	
	2番	委員	青 木 慶	0	
	3番	委員	青 木 長 男	0	
	4番	委員	千 葉 力 男	0	
	5番	委員	鈴 木 正 昭	0	
事務局		局 長	岩 渕 省 一	0	
		次 長	菅 原 正 宏	0	
		主任主査	平 沢 梢 枝	0	

4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3)議案
 - 報告第 5号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 報告第 6号 農地法第18条の第6項の規定による届出について
 - 報告第 7号 農業使用貸借の合意解約の届け出について
 - 報告第 8号 現状変更届について
 - 報告第 9号 農地法第3条許可処分の取消願について
 - 議案第 5号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について
 - 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第 7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第 8号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

【会議の概要】

議長:千葉会長 (13時30分開会)

議 長 ただいまより、令和3年度第2回平泉町農業委員会総会を始めます。 委員総数7名中、7名全員出席。よって、会議は成立しております。

> 次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び 会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。

(なし)

議 長 それでは、議事録署名人には、5番委員、6番委員の両名を指名します。会議 書記には、事務局の菅原次長、平沢主任主査にお願いします。

次に、会務報告について、事務局長より説明願います。

岩渕局長 (会務報告の朗読、説明)

議 長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長 説明願います。

岩渕局長 (本日の議案件数等を説明)

議 長 それでは、「報告第5号農地法第3条の3の規定による届出について」、事務 局説明願います。

平沢主任主査(報告案件の朗読、説明)

死亡による相続2件です。

議 長 次に、「報告第6号農地法第18条の第6項の規定による届出について」、事 務局説明願います。

平沢主任主査(報告案件の朗読、説明)

合意解約3件です。

議 長 次に、「報告第7号 農地使用貸借の合意解約の届出について」、事務局より 説明をお願いします。

平沢主任主査(報告案件の朗読、説明)

非農地申請をするための合意解約2件です。

議 長 次に、「報告第8号現状変更届について」、事務局説明願います。

菅原次長(報告案件の朗読、説明)

盛土による現状変更1件です。

議 長 次に、「報告第9号 農地法第3条許可処分の取消願について」、事務局より 説明をお願いします。

平沢主任主査(報告案件の朗読、説明)

合意解約1件です。

議 長 ただいまの「報告第5号から第9号」について、発言のある方は挙手をお願い します。

議 長 発言がないようですので、「報告第5号から第9号」を終わります。

議 長 それでは議案審議に入ります。「議案第5号農地法第2条第1項に該当しない

ことの証明願に対する可否決定について」、事務局説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

No.7は農地所有者から非農地証明願が出されたもの1筆です。

議 長 それでは現地調査をした委員、2番委員。

2番委員 5月14日に、1番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。No. 7は20年以上耕作されていない荒れた土地でしたし、農機具が入れる進入路もなく機械での作業ができない状況で原野化している状況でした。

議 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議 長 それでは採決を行います。原案のとおり可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議 長 挙手全員、可と決定します。

議 長 次に、「議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局説 明願います。

平沢主任主査(提出議案の朗読、説明)

遠方居住により、管理耕作困難による所有権移転1件。労働力不足による使用 賃貸借1件です。

議 長 それでは現地調査をした委員、2番委員。

2番委員 5月14日に、1番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。所有 権No3につきましては、荒れた土地を当地区の推進委員が譲り受け、現状よりも 適切に管理されると思われます。賃貸借No2につきましては、現在農地として耕 作されており、農地として活用する予定であり問題ないと考えます。

議 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員、許可と決定します。

議 長 次に、「議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見に ついて」、事務局説明願います。

菅原次長(提出議案の朗読、説明)

第2種農地の住宅等で集落に接続して設置するに該当しますので、許可相当と考えます。

議 長 それでは現地調査をした委員、2番委員。

2番委員 5月14日に、1番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。農振 区分が農用外となっており、一般個人住宅建設に転用することに問題ないと思わ れます。

議 長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。 (举手全員) 挙手全員、許可相当と決定します。 議 長 次に、「議案第8号農業改善計画の認定に係る意見について」、事務局説明願 議 長 います。

平沢主任主査(提出議案の朗読、説明)

以上、今回は2件でいずれも更新の申請です。ご審議をお願いいたします。

暫時休憩します。(14:01) 議 長

再開します。(14:03) 議 長

に6番委員、2番委員が該当していることから、 本案は、 議 長 先により質疑と採択をさせていただきます。

質疑に入ります。質問等ありませんか。 議 長

(なし)

長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。 議 (举手全員)

挙手全員、許可相当と決定します。 議 長

議 長 それでは、6番委員、2番委員は本案の審議が終了するまで退席願います。

暫時休憩します。(14:05) 議 长

再開します。(14:06) 議 長

の質疑に入ります。質問等ありませんか。 議 長

(なし)

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。 (举手全員)

挙手全員、許可相当と決定します。 議 長

議 長 暫時休憩します。(14:08)

議 長 再開します。(14:09)

> これをもちまして、令和3年度第2回平泉町農業委員会総会を終わります。ご 苦労様でした。

> > (14時11分閉会)

【議事録署名】

議 長 会長 印

署名人 5番 印

署名人 6番 (EII)